

平成20年3月

第1回安堵町議会定例会会議録

平成20年3月21日（金）午前10時

於：安堵町議会 議場

1 応招議員 12名

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 安 井 修 | 2 番 | 山 岡 敏 |
| 3 番 | 岡 田 裕 明 | 4 番 | 森 田 瞳 |
| 5 番 | 吉 田 忠 世 | 6 番 | 松 田 和 代 |
| 7 番 | 松 本 正 弘 | 8 番 | 溝 脇 久 利 |
| 9 番 | 田 中 幹 男 | 10 番 | 岸 田 充 隆 |
| 11 番 | 吉 田 宏 至 | 12 番 | 溝 本 隆 |

2 出席議員 12名

3 欠席議員 0名

4 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者

| | | | |
|---------|---------|------|---------|
| 町 長 | 島 田 悠紀夫 | | |
| 教 育 長 | 中 川 克 己 | | |
| 理 事 | 北 田 秀 章 | 税務課長 | 喜 多 君美代 |
| 住民課長 | 吉 岡 勉 | 理 事 | 高 間 俊 和 |
| 人権同和対策課 | | 産業課長 | 寺 前 高 見 |
| 理 事 | 山 崎 文 生 | 水道課長 | 北 門 康 幸 |
| 教育次長 | 金 振 壽美恵 | | |

5 職務のため、会議に出席した者

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 近 藤 善 敬 | 書 記 | 吉 川 明 宏 |
|--------|---------|-----|---------|

6 会議事件

- 日程第 1 議案第 14 号：平成 20 年度安堵町一般会計予算について（委員長報告）
- 日程第 2 議案第 15 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計予算について
（委員長報告）
- 議案第 16 号：平成 20 年度安堵町老人保健特別会計予算について
（委員長報告）
- 議案第 17 号：平成 20 年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
について（委員長報告）
- 議案第 18 号：平成 20 年度安堵町下水道事業特別会計予算について
（委員長報告）
- 議案第 19 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)予算に
ついて（委員長報告）
- 議案第 20 号：平成 20 年度安堵町介護保険特別会計(介護サービス事業勘
定) 予算について（委員長報告）
- 議案第 21 号：平成 20 年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算について
（委員長報告）
- 議案第 22 号：平成 20 年度安堵町水道事業会計予算について
（委員長報告）
- 日程第 3 各常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諸般の報告

再 開 午前10時

議長（吉田宏至） おはようございます。

本日も早朝より御苦勞様でございます。

只今の出席議員 12名です。

定足数に達していますので、これより本会議を再開します。

議長（吉田宏至） 本日の議事日程にしたがって、議事を進めてまいります。

よろしく御審議いただきますようお願い致します。

議長（吉田宏至） 日程第1 議案第14号：「平成20年度安堵町一般会計予算について」を議題と致します。

去る、11日の本会議において一般会計予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長報告を求めます。

一般会計予算審査特別委員会 10番 岸田充隆 委員長

（岸田充隆 議員、登壇）

10番（岸田充隆） 委員長報告。

10番、岸田充隆でございます。

平成20年度安堵町一般会計予算審査特別委員会委員長報告を致します。

平成20年3月11日に開催されました平成20年第1回安堵町議会定例会において付託されました議案第14号、平成20年度安堵町一般会計予算について、去る3月12日に委員会を開催致しました。

一般会計予算総額は、27億4,100万円で、前年度比0.1%の減となっております。議案の審議につきましては、歳入においては、主な増減の説明を受け、歳出については新規事業、廃止事業などの説明を受けました。

歳入では、自主財源であります町税においては、昨年度とほぼ同額であり、地方交付税では、7,600万円の増となっておりますが、国、県支出金など減収見込

みであり、収支の均衡を図るため、財政調整基金の取り崩しを行っております。自主財源である町税の収入確保については、万全な対策を講じるようお願い致しました。

次に歳出についてであります。法の改正等による新規の事業。町民が安心して生活ができるように配慮した事業。既に効果があった事業の見直し、また臨時的経費の抑制など財源不足の中で工夫された予算編成が伺えました。

主な新規事業としてAEDの導入、ダイオキシン対策として新たな除去装置の設置、障害福祉・老人福祉などの計画策定、また妊婦の健康診査における公費助成の回数が増などが盛り込まれております。限られた予算であるため、効果的な運用を行い、無駄を省き、いかに節約するかを考えながら今年度の予算執行に努めていただくようお願い致しました。

以上が審査の結果であります。

採決の結果、原案どおり可決すべきものと決定致しました。ここに委員会の報告をするとともに、皆様の御賛同を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、報告を終わります。

議長（吉田宏至） 議案第14号：平成20年度安堵町一般会計予算について議題と致します。

議長（吉田宏至） これより本案に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対する討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより本案に対し、挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第2 議案第15号：「平成20年度安堵町国民健康保険特別会計予算について」から議案第22号：「平成20年度安堵町水道事業会計予算について」までの8件を一括議題と致します。

去る、11日の本会議において特別会計予算審査特別委員会に付託しましたので、委員長報告を求めます。

特別会計予算審査特別委員会 3番 岡田裕明 委員長

（岡田裕明 議員、登壇）

3番（岡田裕明） はい、議長。

議長（吉田宏至） 岡田裕明委員長。

3番（岡田裕明） 3番、岡田裕明でございます。

特別会計予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

平成20年3月11日定例会におきまして、特別会計予算審査特別委員会に付託されました議案第15号、第16号、第17号、第18号、第19号、第20号、第21号、第22号の8議案について、去る3月13日10時より委員会を開催致しました。各議案について説明を受け、慎重に審査を行いました結果を御報告いたします。

初めに議案第15号、平成20年度安堵町国民健康保険特別会計予算についてありますが、歳入歳出総額7億9,200万円で前年度より200万円の増額であります。住民の福祉サービスに努め、最小の経費で最大の効果を挙げることを希望いたします。

次に議案第16号、平成20年度安堵町老人保健特別会計予算についてありますが、歳入歳出総額8,500万円、前年度より6億7,600万円の減額です。

次に議案第17号、平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、歳入歳出総額は、393万円で前年度と同額です。

次に議案第18号、平成20年度安堵町下水道事業特別会計予算について、歳入歳出総額4億3,800万円で前年度予算より1,260万円の増額となっております。普及率74%で、一日も早く全地域が開始できるよう努力されることを希望します。

次に議案第 19 号、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてですが、歳入歳出総額は、4 億 4,200 万円で前年度より 1,540 万円の増額であります。

次に議案第 20 号、平成 20 年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてですが、歳入歳出総額は、956 万円で、前年度より 124 万円の減額であります。

次に議案第 21 号、平成 20 年度後期高齢者特別会計予算についてですが、歳入歳出総額は、7,400 万円です。

最後に議案第 22 号、平成 20 年度安堵町水道事業会計予算について、支出ベースでは、総額 2 億 5,717 万円であります。水道給水収益が 1,210 万円の減の見込みであります。今後も水質安全と安全供給に努められますよう要望致します。

以上、特別会計予算審査特別委員会は、7 つの特別会計予算及び水道事業会計予算のすべてにおいて審査の結果、可決すべきものと決定致しました。ここに委員会の結果を報告致しますとともに、各位の御賛同を賜りますようよろしくお願い致します。以上でございます。

議長（吉田宏至） これより一括し、委員長報告に対する質疑に入ります。

議長（吉田宏至） 質疑なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより一括し、討論に入ります。

議長（吉田宏至） 討論なしと認めます。

議長（吉田宏至） これより議案第 15 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第 15 号：平成 20 年度安堵町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第16号：平成20年度安堵町老人保健特別会計予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第16号：平成20年度安堵町老人保健特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第17号：平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第17号：平成20年度安堵町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第18号：平成20年度安堵町下水道事業特別会計予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第18号：平成20年度安堵町下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第19号：平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第19号：平成20年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）予算については、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第20号：平成20年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手願います。

(賛成者挙手)

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第20号：平成20年度安堵町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算については、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第21号：平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計
予算についてを挙手によって採決致します。

本案を委員長長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手
願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第21号：平成20年度安堵町後期高齢者医療特別会計予算につ
いては、原案のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） これより議案第22号：平成20年度安堵町水道事業会計予算につ
いてを挙手によって採決致します。

本案を委員長長の報告のとおり、原案のとおり可決することに賛成の方は、挙手
願います。

（賛成者挙手）

議長（吉田宏至） 挙手多数です。

よって、議案第22号：平成20年度安堵町水道事業会計予算については、原案
のとおり可決されました。

議長（吉田宏至） 日程第3：「各常任委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致
します。

各委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規
定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申

し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） 日程第4：「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題と致します。

議会運営委員長から、委員会において所管事務の事件について、会議規則第68条の規定により、お手元に配付致しております申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長（吉田宏至） お諮り致します。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（異議なし）

議長（吉田宏至） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長（吉田宏至） 日程第5：「一般質問」を行います。

一般質問をされる方を申し上げます。

山岡 敏 議員、田中幹男 議員の2名です。

順序につきましては、受付順に行います。

なお、質問時間は回答時間を含め40分と致します。

議長（吉田宏至） それでは、山岡 敏 議員の一般質問を許します。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 2番、山岡でございます。

今回、昨年9月にも一度お聞きした問題もございます。今回お聞きしたいのは「職員互助会」と「牛糞問題」についてということで2題について質問させていただきます。

職員互助会に対してですね、公費で支払われているということが先日報道されております。報道の内容によっては、奈良県では21市町村が公費で支払っていると。あとの16市町村については、支払っていないということでございます。

ちなみに生駒郡では、三郷町と安堵町が公費で職員互助会に支出されていると。このことについて、いろいろと全国的に論議はされているところではございますけども、この公費で支出する理由について順序だてて質問させていただきます。

まず、その支出の内容ですね。これについてお答えいただきたいと思っております。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 支出の内容と申されますのは、具体的にはどういうことでしょうか。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 例えて言えば、結婚祝いとか、出産祝いとか、入院見舞金とかいろ

いろ七つか八つ項目ございます。そのうちのどの部分について支出されているのか。

その点でよろしく。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 職員互助会の方へは、公費として一人当たり平成 19 年度で一人当たり 1,000 円の支出と。今おっしゃってます結婚であるとか、中身については、町としては管理してないと。互助会において職員一人、研修等の名目において支出していると。互助会においてその当然職員の会費もございます。その中からそれぞれ互助会で規定した結婚であり、ほかの祝い事、慶弔関係出しているものであって、町の公費として慶弔の定めて出しているというものではございません。以上です。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） わかりました。今 1,000 円ほどということですがどれも。

私の計算間違いかもわかりませんが。19 年度の予算からいくと一人当たり 1,063 円という計算になってくるわけですが。これは、私の計算間違いかもわかりません。千円そこそこということがございますけれども。

これらの支払っていく理由ですね。公費として支出しなけりゃいけないというその理由。あればちょっとお答え願いたいです。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 公費で支出しております理由につきましては、地方公務員法第 42 条の厚生制度という規定でございます。これによりまして一応職員互助会の方に元氣回復、その他厚生に関する事項ということで支出しております。以上です。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） 確かに、私も40年間公務員やっておりましたので。その当時は、当たり前みたいなような形で補助いただいておりますけれども、時世が時世でございますので、今後どのようにされるか最終的なお答え願います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） いずれ一事業主として、これ厚生福利は、これ義務付けられております。よって今のところは、1,000円で。また金額的の増減っていうか、今後減少傾向の方、また検討したい。出すことについては、当分の間、出していきたいということで思っております。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） ありがとうございます。

時世が時世ですので、よく検討していただいて、できるだけ経費削減の方向で進んでいただければ結構かと思えます。

続いて、牛糞についてちょっとお伺いさせていただきます。

まず、昨年9月のときの回答では、現在の牧場ですね。これで芳野牧場さんが170頭、松本牧場さんが100頭という回答を9月議会のときにいただいております。現在もその数字なのか。それによる施設の。処理施設ですね。これでいけるのか。その点お答え願いたいと思えます。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） お答えさせていただきます。

この前の議会のときも答えさせていただいたように、現在も 170 頭で推移しております。当該畜産業者の牛糞処理施設の能力は、設計上 250 頭の乳牛の糞尿を一次処理できるという計算で建設されており、建設当初は 220 頭でありましたので、適切に運用しておれば十分に処理できるものと聞いております。しかしながら平成 9 年度の完成後飼育頭数が 50 頭減の現在約 170 頭に減頭しながら、現在に至るまで糞尿の一部が適正に処理されていないこともまた事実であり、厳粛にこの事実を受け止めております。

農業行政におきましても、従来どおり県畜産課、県家畜保健衛生所、更に県の廃棄物対策課同じく県の環境パトロールの協力を得まして厳しく指導し、当該畜産業者との更なる折衝を重ねてまいっております。また事の重大さを認識させ、経営改善の指導を行うとともに、昨年より施設の移転計画の話も出ておりますので、計画が現実に行えるよう行政と致しましても支援して行きたいと思っております。以上です。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） 私の質問から大分次の質問に移りたいところ答弁されましたので、ちょっと順序が違ってくるような形でございますけれども、いずれにしても、なぜこのように我々が何回も訴えてるかということをよく分かっていたきたいと。非常に困っているわけなんです。もう実際になんでしたら行政の方、実際流れるときに、一遍来てもうたら分かります。どんだけの臭さか。これによってね、食事が取れない。今は窓が閉まっていますので、ほとんど苦情言うてこないんですけども。本当にこれから天候が良くなれば窓も開けられるということになると、すごく臭いがするんです。この前も言いましたように、洗濯物。これ本当にもう臭いですよ。一遍、洗った直ぐに、もしあった場合持ってきましょうか。そういうことを踏まえて、今回は、牛糞の垂れ流し。その施設が有効であるのであれば、こういうことが起こらないと。こういうふうに我々が考えているわけなんです。それを行政側も一生懸命やっていただいて、垂れ流し等についての指導はされていると思いますけれども、行政側が接触された中でですね、業者はどのように住民の困っていることをどこまで察知しているか。感触としてでも結構ですから、ちょっとお答え願います。

産業課長（寺前高見） はい、議長。

議長（吉田宏至） 寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） 業者の方と何度も接触させていただきまして。今移転の話が進行中であり、それに対する国の公庫の相談に主に乗っております。それと、業者は、罪悪感を持っております。今の環境では、やっぱりこの場所では無理やということで、牛にも良くないし、住民の方にも迷惑かけているということで、移転をするか、廃業するかという時点にきているという切羽詰まった状況でございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） ありがとうございます。

今、お答えさせていただいておるのは、畜産課ということでの行政指導、それと協力体制ですね。そういう形でやっておられて、場所の移転等も考えておられるということでございますけれども、これは結論として即何月何日にうんぬんというようなことは在り得ないと思います。したがって私も先月奈良県庁へ行ってきました。畜産課との話ではそういうようなことも聞いております。二、三挙がっっておられて、移転ということの問題も聞いてまいりました。

もう一件、生活環境部廃棄処分対策課ですね。ここにも行きまして、何か該当する法律がないかということで調べてまいりました。

私の言いたいのは、今問題になっている不法投棄。これは非常に罰則規定が厳しくなっております。ここに資料としてコピーさせていただきましたけれども。あと後ほど言いますけれども、非常に厳しいです。そこでお聞きしたいのは、その廃棄物処理法に基づく行政措置が可能であると。そういう法律があるのにも係わらず、現在も垂れ流しを…。不法投棄なんですね。垂れ流しではなくて、不法投棄です。これは全国でも一番問題になっていることですが。これについて町の考え方、行政の考え方、お答え願います。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） 不法投棄の問題は、早急に解決しなければならない重要な課題ということで、国も慎重に捉えておられまして、循環型社会という形成をしていく上で、解決は不可欠のものであると認識して、平成9年度にも廃棄物処理及び清掃に関する法律が改善されたものでございます。

当町におきましても、今事案であります不法投棄。これは不法投棄といっても、産業廃棄物という原則ということが位置づけられております。産業廃棄物不法投棄につきましては、従来から県議会の方でも懸案の事案となっております、経緯につきましては、三十数年来経緯を至っておるわけでございます。当町としましても、県廃棄物対策課も周知の上で、県が地域の環境保全に直接責務を有する都道府県として位置づけられておりまして、原因者と代わって必要な措置を講じることが、当然のことであり、産業廃棄物を適正に処理するという個々の事業者について、充分今後とも行政指導を踏まえ地域保全ということの観点から指導に当たっていかれると。私どもと県とタッグを組みまして、また、畜産農業とタッグを組みまして、今までの経緯を推移してるわけでございます。先ほど担当課長の方から移転という話がございますので、当町の環境廃棄物対策という観点からも経緯を静観視している訳でございます、なおさら放置しているわけでございませぬ。鋭意努力もって対応していきたいと望んでおるところでございます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） それでは、担当課長。その罰則の法律ですね。これ御存知ですか。ちょっとお答えください。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 産業廃棄物処理法と言いまして、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律でございます。

条文につきましては、投棄禁止と。第16条、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。と明記されております。

そういうことを私の熟知しております。以上でございます。

2 番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2 番（山岡 敏） そのとおりですね。16 条に、みだりに放置してはならないという法律がある。その法律がですね、実際にちょっとこれ棒読みさせてもらいます。

ちょっと長いんでね。

この法律は、昭和 45 年に制定され、その後幾度なく改正され、平成 12 年の改正においては、違反に対する罰則が大幅に強化されています。法第 16 条には、何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。廃棄物を不法に投棄した場合、5 年以下の懲役または 1 千万円以下の罰金が科せられる。更に料罰規定により、投棄者が（1）法人の代表者、（2）法人または人の代理人、（3）法人または人の使用人、その他の事業者であって、当該法人または人の業務に関して投棄を行った場合には、これに加えて当該法人に対して 1 億円。当該法人に対して 1 千万円以下の罰金が科せられると、非常に大きな金額ですね。ですからこれだけの大きな金額を支払ってでも不法投棄、出てるということは、儲かっているということですね。逆に言えば。

だから私がお願いしたいのは、やはりそういう完璧な施設があるのならば、その施設を利用するなり、またそういう排泄物ですね。そういうものが出る。これはもう経費の中に当然事業所としては含んでいると、僕は考えるわけですね。

ですから、これだけの罰則規定。これ 1 億言うたらすごいですよ。以下ですから、どれだけの罰則になるかもわかりませんが、これは業者、こんだけの罰則があるんだということを御存知なのか、ちょっとその点お願いします。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 先生の質問で、罰則には、第 25 条、次号のいずれか該当するものは、5 年以下の懲役若しくは、1 千万円の罰金に処し、またはこれを併科するというを明記されています。だから 8 号には、第 16 条の規定。先ほど言いました「何人もみだりに捨ててはならない。」という規定でございますが、それに違反して廃棄物を捨てたもの。それについては、同条 32 条に「法人の代表者または、法人若しくは人の代理人、使用人、その他従業員がその法人または人の業務

に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者に罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑をその人に対して、各本条の罰金刑を課する。」ということで、御指摘のとおり第25条第8号には、「産業廃棄物に係わる場合については、法人の場合、1億円以下の罰金刑」ということが、明記されております。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） そうような多額ですね、金額を払なければならないということ、やはり業者にも伝えてほしいと思います。そして、やはりその県庁の対策課の方からですね、とにかく何かあったら直ぐ24時間やっている。だからこういう物ももらってきております。

（資料を呈示。）

「即ここへ電話してくれと。24時間パトロールしてますので」ということで。

私としてもやはり、いろんな問題等で良い事で新聞載ることならば良いですけども、悪いことでやはり新聞載るっちゃうのは、好ましくないということで、直接ここへは電話はしません。また、我らとしてもできるだけですね、行政側の方もこれ、法律上は市町村長もいけるわけですね。その規定を適用することもできるわけですね。都道府県知事だけじゃないわけです。そういうような意味合いも兼ねてですね、うちの住民等も陳情書出そうというようなことが持ち上がっております。しばらくちょっと待ってくれと。知事とこへ陳情書持って行くまでには一遍、一般質問させてもらおうと。そこで行政側と環境産業対策課ですね、そこと話し合いをつけていただいて、どこまで進むか。その兼ね合いをみてからでもいいんじゃないかと。やはり陳情書を持っていくっていうこと、若しくは、一番簡単に言えばマスコミに言えば一番良いことですけども。そこまで、僕は安堵町をそういうようなことをしたくないし、これからも安堵町に住んでいく限りには、やはり良い方向で僕らも生活したいと。ですから今訴えているのは、やっぱりこの臭いというものに対して非常に皆困っておられますので、やはりそういう罰則規定もあるということ、業者に徹底的に言っていただきたいと。

この点については、ちょっと課長どうですか。

住民課長（吉岡 勉） 議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 山岡先生の指摘されることにつきましては、農地行政また産業廃棄物対策課の所管とする課と、県の廃対課また、県。先ほどおっしゃっている24時間パトロール、すべての連携を持って事業者についてお話しに行き、この罰則もあるということの説明もさせていただいております。そういうことで今、先ほど担当課長の方が言いましたように、移転ということが今進んでおる中でございますので、それを推移して、動静を見ていきたいということでお答えに代えさせていただきます。以上でございます。

2番（山岡 敏） はい、議長。

議長（吉田宏至） 山岡議員。

2番（山岡 敏） はい、わかりました。これは、私も2回ほど足を運びまして、県庁のその対策課の方で確約得ております。いつでも逮捕に踏み切りますと。ただし、先ほども言いましたように、やはり安堵町の名前を挙げたくないという心の中に、僕もありますので、ようは行政側が根気よくね。「とにかく放るなど。何かで処分せえと。」、もうただでもいいから引き取ってもらおうとか、いろんなことの処分方法が僕あると思うんです。直接川に流すからああいうこういうふうなその臭いが、いつまでも溜まってしまうというようなね。そういう悪循環ですので、その点、今後も良く御指導いただいて、行政側とそして、業者若しくは、県庁ですね。僕の言いたいのはそのやはり対策課の方が、不法投棄ということですのでね、畜産課ではちょっと弱いと思いますので。

そういうその将来移転されるということも含み、今後の行政側の対応を見ていきたいと思えます。

どうもありがとうございました。

議長（吉田至） これで、山岡 敏 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） 続いて田中幹男 議員の一般質問を許します。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） 9 番、田中幹男でございます。

私、後期高齢者医療分と、臨時職員の問題、二点について一般質問させていただきます。

まず、第一点目ですが、これはもちろん国の制度であり、県の広域連合が運営の主体で準備を進めているものでございます。その中で、当安堵町が準備を進めることは充分承知をしていますが、あえてこの質問をさせていただきます。

それはこの制度が、私が考えるところ戦後苦勞して、今日の日本を築いてきた高齢者に対する冷酷無残な制度だと思ふからであります。いろいろ内容的にはたくさん盛られていますし、なかなか分かりにくい制度であります。私は三点大きな問題があるというふうに思ふます。

一点は、この制度は、75 歳以上の人だけを切り離し、全ての人から保険料を取るという制度であります。これは、国民皆保険の国で世界にも例がありません。

二つ目は、この制度で診療報酬の体系がいろいろ出されておりますが、私が一つ問題にしたいのは、後期高齢者終末期相談支援料という新たな診療報酬が出されております。これは医師が回復を見込むことが難しいと判断した場合。医師と患者、家族の方が、終末期の診療報酬を話し合い、文書などにまとめた場合に支払われる診療報酬であります。これは今朝の新聞でも、この制度の施行準備室長補佐の土佐和夫さんという人が、あけすけに述べております。「この制度は、終末期の医療費を抑制するのが最大の目的だ。」というふうに言っております。

三点目には、これとも絡んでおりますが、この前提が医療費を削減することにあることあります。2015 年には、3 兆円の医療費全体のうち 2 兆円を後期高齢者医療制度で 2 兆円減る見込みだということをおっしゃっております。また 2025 年には、8 兆円のうち 5 兆円をこの制度で減るだろうというふうに述べております。

こういう制度について、私は基本的には反対の立場でありますけれども、是非行政としても内容の良い制度にすべき努力をしていただきたいというふうに思ふます。行政としての考え方をお聞きしたいと思ふます。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 私の立場から言えるのは、国の政策上の制度であり、法に順守して、これを執行するのみでございます。

それから終末期診療報酬ということで、診療報酬の一番最終時期の治療については、医師との申し合わせということで、これは、医療費抑制という観点からやはり進められた制度かと思えます。

それから三点目の前提で医療費削減という趣旨でございまして、2億円、5億円の削減というのも、これもこの制度に鑑みて、まだまだいろいろの施行される前の話でございますので、今後検討され、改善されるかと思えますので、私から答えられるのは以上でございます。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 具体的には、ちょっと…。

2点目、資格証明書の発行の問題についてお聞きしたいんですが。

現在、75歳以上の高齢の方については、資格証の発行というのはしないという国の方針があります。この制度によって1年間保険料を滞納した場合、資格証明書の発行。更に1年半滞納した場合には、保険証取り上げというようなことをだされているんです。私は、それこそこれは命に関わる問題だと思います。

その辺についてはどうお考えなのか、お聞きしたいと思います。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

議長（吉田宏至） 吉岡課長。

住民課長（吉岡 勉） 今の質問でございますが、実施主体である後期高齢者医療制度の広域連合においては、高齢者一人ひとりが負担能力に応じて、公平に保険料を負担していただく仕組みとなっておりますので、医療の給付と負担の関係を明確にするため、医療費の1割分については、保険料で負担。4割分については各保険者からの交付金、残り5割につきましては、税で賄われるという仕組みでございますので、1年後においてその方が滞納であれば資格書の交付、また1年半後には、保険証の回収ということが義務付けられております。これ現行の国民健康

保険法でも同じ制度がございまして、これについては真摯に進めていかれるということで、広域連合の方が1年後の予備段階ということで、明言されているかと思えます。

それから、後期高齢者医療制度の保険料につきましては、広域連合の条例で定められておりますので、私の方からとやかく言う筋合いのものではございません。以上でございます。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 何て言いますかね。私やっぱり今までね。それこそ戦後の荒廃した世の中をね、乗り越えて日本の高度成長を支え、今日の日本を築いてきた人たち75歳以上の人。75歳というと、1932年生まれぐらいですか。1932年生まれです。ね。

ちょうど満州事変があったときに生まれた人たちが75歳を迎えようとしておるわけですよ。

本来、日本で国はね、やっぱり長生きがね、喜ぶるか、長生きを喜ぶ社会であったはずだと思いますよ。ところがこの制度というのは、そういうものとは全く逆行するもんだと思いますよ。それこそ昔からね、米寿とか喜寿とか白寿とかそういう祝いの年がありましたよね。77、88、99歳。そういう本当に高齢者が長生きを喜べる制度にするのが国の役割だと思いますし、政治の役割だと思います。

で、そういう意味においても、やっぱりこれからはね、これ2年ごとに改定され、保険料も益々上がってきます。そういう意味合いにおいて是非とも私は、特に島田町長にお願いしたいんですけども、後期高齢者、広域の協議会の中において是非ともそういう高齢者が長生きを喜べる制度にするために、是非とも意見を反映させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（島田悠紀夫） はい。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 御指摘のとおりでございまして、私も良くそれを理解しているつもりでございます。

法そのものについては、万全とは私も考えておりません。今後いろんなところ

で改正もしていく必要もあるんじゃないかという考え方ももっております。そういうふうにおきまして、組合議会におきまして、田中さんの御意見を反映するように努力します。以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） ありがとうございます。

よろしく申し上げます。

次に臨時職員の問題について移らせていただきます。

これは、奈良自治労連とところがあるんですが、去年の 12 月調査で安堵町の臨時職員が 45 名、正職員 108 名、合計 153 名。パーセントになおすと 29.41%が真正規職員というふうになっています。この率はですね、斑鳩町の 34.19%に次いで奈良県で 2 番目に高い数値になっております。

その最初にその職員の方の配置の状況についてお聞きしたいと思います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 田中先生おっしゃってます 7 年の 12 月、奈良自治労連の報告も当町がしたものと思います。年数、期的に違いますけれども、一応新しい方がいいということで、19 年 10 月 1 日現在の状況を御説明致したいと。

臨時職員、嘱託、日々雇用それぞれ入れまして、10 月 1 日現在では 48 名でございます。その内、総務関係 3 名、住民課の関係では 9 名、健康福祉課関係で 18 名、人権同和対策課関係で 3 名、教育委員会関係で 15 名、計 48 名の臨時職員でございます。29.41。正職員につきましてのそのとき 108 名ですけども、この 10 月 1 日では、107 名でございます。申しおきたいのは、この 48 名が週 5 日、8 時間居ると、常勤しているわけではございません。その辺を御理解お願いしたいと思います。以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） てことは、フルタイムで働いている人は、いらっしゃらないということでございますか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 週 5 日、8 時間勤務しております臨時職員につきましては、嘱託が 4 名、そのほか 4 名が日々雇で 8 時間の週 5 日ということです。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9 番（田中幹男） では次に、労働条件て言いますかね、時給とか休みの問題とか、たくさんこれは条件数いっぱいありますけども、特に時給の問題、休みの問題、賞与の問題についてお聞きしたいと思います。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 労働条件ということでございます。

まず嘱託職員、これにつきましてはの月額て言いますのは、高卒初任給の程度で決定しております。嘱託職員につきましては、職員同様に休暇等も当然、これは与えております。日々雇用につきましては、時間給、幅ございます。今、安堵町では 700 円から 1,400 円と。この幅は何かと申しますのは、当然それぞれの資格の必要な人も日々雇として雇用しておりますので、当然これは法的に規定されている時間給で雇用させていただいてます。

そのほかの条件的な、健康保険ですね、厚生年金、雇用保険、労災保険、これもすべてそれぞれ法に規定されているとおり適切に順守して対応しております。

以上です。

9 番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 特に8名の方ですね。週5日で8時間労働されている方。この人たちに対する昇給とか、一時金とか、そういうのはあるんですか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 嘱託職員については、昇給等も通常は認めてはおりません。事情によつての話で若干変わってきますけども。日々雇については一切考慮しておりません。日により人が替わる可能性もございます。その賞与アップの嘱託は考慮することもあるということでございます。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 例えば保育所とか学童保育とかね、給食の調理員なんかもそうだと思うんですが、資格が必要な職種だと私思うんですが、これは全部資格を持っている方が従事されているんですか。いかがでしょうか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

理事（北田秀章） 給食関係については、資格というか、一応持ってなくてもいけるという部分も聞いております。持っておられたら当然高いということになりますので、必要のない部分は安い雇用でいけるので、その分で。当然必要になる分は、その金額に応じて雇用しております。保育園もしかりです。保育士という免許。他もあるんですけど、看護師ですね、それにいろいろ栄養士さんも、それはそれに応じての賃金で当然雇用していると。時間給でやっているということです。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） 今年若干ね、最低時給でのも、若干上がったんですが、奈良県てのはまだ667円というね、非常に安い全国平均を下回った最低時給なわけですよ。

そういう意味においても、今、地方自治体というのは、財政難でね、大変な苦勞をされているってのも私も分かりますし。だからといってやっぱり職員の条件もね、低いというわけにもいかないわけですよ。やっぱり政策的にというか、相対立する面もあると思います。片いっぽで財源をいかに削っていくかです。だからやっぱり働く人たちの条件も良くしていかなきゃいけないと。そういう観点から、本当に努力されていると思いますし、やっぱりね、今ね、格差の貧困でそれこそワーキングプアとかなんかで呼ばれていますけどね。そういうものは自治体が増えていくことになっていったら、それこそ大問題になるわけです。もちろんこれは、安堵町に限らず、国の機関でも3人に一人が非正規職員になっているのが現状であります。この間の一般会計の委員会においても発言させていただきましたが、この間、安堵町の給料を見ますとね、昨年初めと終わりでは、3,600万円近い削減がされております。その反面、職員の方の給料は若干の値上がりをしています。これはほんとにやっぱり努力された結果だというふうに私は評価しております。かつ、まだまだ安堵町の職員の皆さんの条件というのは、ラスパイレス指数を見ましても、まだ90%にいかないという低額が事実であります。更に努力を重ね、職員の皆さんが本当に仕事に打ち込める環境を作るために頑張りたいと思いますがいかがでしょうか。

理事（北田秀章） はい、議長。

議長（吉田宏至） 北田理事。

町長（島田悠紀夫） 議長。

議長（吉田宏至） 島田町長。

町長（島田悠紀夫） 臨時職員ですが、これ今数字、北田課長の方から説明致しましたが、すべて完全雇用しておるわけじゃございません。

仮に小学校の給食の問題とかございます。今、給食婦が4人ですか。おるわけですが、やはり休暇も取りますし、また病気等もございます。その場合は、即充

当でできるように登録してもらっている人が、一応この嘱託職員の中に入っていると思うんです。そういう意味におきまして、予防衛生関係にも看護師とか衛生士とかいう方、急きょ雇うというわけにはいきませんので、いつも出勤していただけるような状態にしておく必要がありますので、登録してもらって、それを臨時職員としての対応をさせてもらってるというので、すべてが完全雇用とかいう問題じゃございません。特別な場合ということである程度事前に登録させて、その方を雇用しているとわけで。そういうことで御理解いただきたいと思います。

給料の問題につきましては、徐々に私の方のラスパイレスは、職員の方は上げていくつもりをしています。19年と20年の給与関係の予算につきましては、5,100万円ほど減額させているということは事実でございますので、更に努力するつもりはしております。御理解いただきたいと思います。

9番（田中幹男） 議長。

議長（吉田宏至） 田中議員。

9番（田中幹男） いろいろありがとうございました。是非とも今後ともよろしく願いしたいと思います。

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（吉田宏至） これで、田中幹男 議員の一般質問を終わります。

議長（吉田宏至） これで一般質問を終結致します。

議長（吉田宏至） 日程第6：「諸般の報告」を行います。

議会からは、ございません。

次に、行政から報告の申し出がありました。

これを許します。

議長（吉田宏至） 吉岡住民課長。

住民課長（吉岡 勉） はい、議長。

お手元にお配り致しました平成 19 年度安堵町国民健康保険特定健康診査等実施計画並びに実施要綱でございます。ホッチキスで留めております。

この実施計画におきましては、高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 20 年度から各医療保険者に義務付けられました特定健康診査等により、当町にここにおきましても、40 歳から 74 歳までの加入者を対象にメタボリック・シンドローム（内臓脂肪型肥満）、それと生活習慣病・糖尿病等の疾病予防等のために特定健康診査等及び健康診査の結果により健康保持に努める必要がある者に対する保健指導の実施方法に関する基本的な事項をその成果に係る目標等の実施計画と実施要綱を定めましたので、配付により説明に代えさせていただきます。

それからもう一点は、奈良県広域連合からのパンフレットでございます、75 歳以上の方へということの周知、制度でございます。これも広域連合から配付によって説明に代えさせていただくということで。

それから新聞、報道等またパンフレットにも先日来からいろいろ周知の方法と医療制度の施策ということでさせていただいております。それから当町の広報では、8 月から 12 月、1 月から 3 月まで各説明をシリーズごとにお知らせさせていただきまして、先日 14 日の金曜日にも該当者には保険証の交付、保険証が一枚になっております。カード化になってます。薄っぺらいですが、期間が 1 年足らずということでもありますので、1 年ごとに更新ということで送らせていただきました。小冊子も同時に配付させていただいております。

以上が、当課の方からの説明に代えさせていただきます。

以上でございます。

議長（吉田宏至） 御苦労様。

議長（吉田宏至） 続いて、寺前産業課長。

産業課長（寺前高見） それでは、お手元に配付させていただいております、安堵町洪水ハザードマップにつきまして、御説明させていただきます。

見開きのこういうハザードマップなんですけど。

これは、この度、国の総合流域防災事業と致しまして、概ね 150 年に 1 回程度

起こると言われております大雨が降ったことにより、大和川・富雄川、そして佐保川流域の氾濫等による浸水想定区域図を合成し、水深の深い方を表示した安堵町洪水ハザードマップを作成致しました。また、このハザードマップの裏面には、防災マップを印刷しており、住民一人ひとりが防災意識を高め、自分の住む地域の水害に対する危険度を知っていただくとともに、災害時に住民自らが避難行動を行うために、必要な情報を提供させていただくことを目的として作成致しました。

なお、御不明な点がございましたら、産業課の消防防災担当までお問い合わせいただきたく思っております。また、当該マップは、4月号の町広報誌の折込で全戸配布する予定でございます。

産業課からは、こういう報告をさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（吉田宏至） 御苦労様。

議長（吉田宏至） これで諸般の報告を終わります。

議長（吉田宏至） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第1回安堵町議会定例会を閉会します。

長時間御苦労様です。

ありがとうございました。

閉 会

午前11時04分
